

(平成27年10月11日施行)

住居表示案内図

恵庭市柏木町4・5丁目地区

住居表示制度について

昭和37年5月「住居表示に関する法律」ができ、この法律に基づき、従来の町名地番による住所の表わし方をやめて、町の区域を、道路、鉄道、川などで、いくつかのブロックに区切り、その一つ一つのブロック内につけた番号(街区符号という)と、そのブロック内に起点をもうけて、ある一定の間隔に基礎番号を附し、そのブロック内にある皆さんの住居の出入口をもとにしてつけた番号(住居番号という)とをもって表わす方法です。したがって新住所の表し方は、

一般家屋の場合

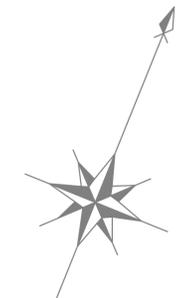
「**恵庭市** **柏木町**〇丁目 **〇番** **〇号**」 ということになります。

マンション・アパート等の場合

「**恵庭市** **柏木町**〇丁目 **〇番** **〇-〇号**」 ということになります。

1:1,000

0 50 100 150 200m



柏陽町3丁目

住居番号付定例



街区表示板



住居番号表示板



恵央町

凡 例	
	新町(丁目)界
	街区界
	街区符号
	住居番号
	住居番号(部屋番号付)
	地番

有明町1丁目

道道江別恵庭線

柏木町3丁目

柏木中通

陸上自衛隊北恵庭駐屯地

柏木町

柏木町5丁目

茂漁川第一幹線用水路

柏木町4丁目

柏木町5丁目

すすらん公園

柏木西1号線

さんかく公園

幸町1丁目

道木柏陽橋

柏木町

茂漁川

中茂漁橋

大町橋

大町1丁目

新茂漁橋

茂漁橋

幸町2丁目

恵庭市